

採取計画認可申請書の作成要領

I 申請書作成に関する一般的な注意事項

- (1) 同一区域において、二以上の採石業者が連名で採取計画を認可申請することは認められないので留意すること。
- (2) 申請書は、様式第19号によるものとし、用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- (3) 申請書には、「採取計画認可申請書添付書類一覧表」（別表第2号）の添付書類一覧表に掲げる書類及びその一覧表を添付すること。
- (4) 様式第19号の申請書への記載事項で申請書中の項目に書ききれない場合は、別紙とすること。
- (5) 本要領に基づき、該当する事項をもれなく記載すること。
- (6) 様式第19号の申請書への記載事項は、「採石技術指導基準書（平成15年版）」（経済産業省資源エネルギー庁）に適合すること。
- (7) 変更を行う場合は、変更箇所が明確にわかるように記載すること。
変更箇所は二段書きで表示し、変更前を黒字下段、変更後を赤字上段で記載することが望ましい。
- (8) 申請書は添付資料と併せて、パイプ式ファイルにより提出すること。
提出にあたっては、資料追加の可能性を見越し、余裕幅を持たせて提出することが望ましい。
- (9) 採取計画の認可とともに他法令の許認可等を受ける必要がある場合において、当該許認可を受けられない場合は採取計画の認可は見込まれないことから、事前に関係機関に確認を行うこと（例：文化財保護対象区域該当の有無）。

II 申請事項の記載要領

1 岩石採取場の区域

- ・ 「所在地」には、申請区域に含まれる地番を全て記載すること。
- ・ 「面積」には、申請区域の全体の実測面積を記載し、平方メートル単位とすること。
- ・ 「採取場種別」は、申請書様式に示してある種別毎に記載し、採掘箇所の「面積」には、岩石を採取する区域を全て含めること（採掘を行いその後破碎選別工場、堆積場、沈殿地、搬出入路等主要な附属施設とする面積も含めること）。
- ・ 採掘箇所の「面積」に含まれる主要な附属施設の「面積」は、内数としてかっこ（ ）書きとすることとし、備考欄に「採掘箇所を含む。」と記載すること。
- ・ 添付書類である「平面図」、「求積図」等と数値が合致していること。
- ・ 採石法上「採取場種別」には、「造成森林」や「造成緑地」という区分はないので留意すること。

2 採取する岩石の種類及び数量

- ・ 法第2条に規定する岩石の名称を記入し、岩石の種類ごとに年次別の採取量及び認可期間中の総採取量を、上段には立方メートル単位、下段にはトン単位で記載すること。
- ・ 岩石のトン換算数量は「岩石種類比重表」（別紙5）を参考にする。
- ・ 「種別」欄には「砕石」か「風化岩石」か「石材」か「工業原料用原石」の別を記載すること。
- ・ 採取量の計が「9 採取する岩石の用途」の計と合致していること。
ただし、採取場内で採取土砂を盛土利用する場合は、その旨を記載し、切土量計から盛土量計を差し引いた量を「9 採取する岩石の用途」計に記載すること。

3 採取の期間

- ・ 採取の期間は5年以内とし、「採取計画認可期間審査基準」(別紙2)により記載すること。
- ・ 申請区域において認可申請期間を含めた全体の岩石採取事業計画がある場合は、その予定期間を記載し、そのうち本申請期間が何年目に相当し、何回目の申請にあたるのか記載すること。

4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 岩石の採取に当たって受けた行政庁の許認可及びその際の注意事項について

- ・ 岩石の採取に際し他法令の許認可が必要である場合は、その法令名と許認可の状況及び許認可の際の注意事項について記載すること。

(2) 採掘方法

- ・ 露天採掘又は坑内採掘の該当する方を○で囲むこと。

● 露天採掘の場合

① 表土除去について

- ・ 表土除去の範囲は、採掘箇所頂端から水平距離10m以上とすること。
- ・ 表土の厚さ、除去の方法及び範囲について記載すること。
- ・ 表土除去における法面の傾斜は40度以下とすること。
- ・ 風化岩石採取の場合、一度に全採取区域の表土除去を行うと土地の崩壊の危険性が高まるので、一度に全ての表土を除去せず採取状況に合わせ順次表土除去を行うこと。

② 採掘の形式

- ・ 原則、「上部からの」階段採掘法とすること(すかし掘りの禁止)。
 - ・ 採掘箇所における上段下段での採掘作業は行わないこと。
 - ・ 「上部からの」階段採掘法以外の採掘法を選択する場合には、その理由を明記すること。
- ※ 災害防止、終掘後の残壁保持と植栽、高能率かつ安定生産等の観点から、最も合理的な採掘方法である階段採掘法を採用することとし、傾斜面採掘法、坑道式発破法等は原則として行わないこと。

なお、既存の採取場であって、傾斜面採掘法、坑道式発破法等による岩石採取を行っている場合には、速やかに階段採掘法へ移行すること。

- ・ 階段採掘法の場合には、採掘における採掘面の傾斜、採掘面の高さ及び幅について記載すること。

〈砕石用原石採掘の場合〉 採掘作業中：

傾斜75度以下、高さ15m以下、

幅 使用機械が安全に作業できる幅+起砕岩石の広がり幅
残壁：

平均傾斜60度以下、小段高さ20m以下、

小段幅2m以上

〈風化岩石採掘の場合〉 採掘作業中：

傾斜45度以下、高さ5m以下、

幅 使用機械が安全に作業できる幅+起砕岩石の広がり幅
残壁：

平均傾斜35度以下、小段高さ5m以下、小段幅2m以上

- ・ 傾斜面採掘法の場合には、採掘における採掘面の傾斜及び高さについて記載すること。

- ・ 詳細な採掘方法については、「採掘規格図」に記載すること。
- ・ 階段採掘法及び傾斜面採掘法以外の場合には、その他の（ ）欄にその方法を記載すること。

③ 保全区域

- ・ 隣地境界線から表土を除去するのり肩までの水平距離（保全距離）5 m以上を保全区域として確保すること。
- ・ 保全区域の幅及び保全区域に接する表土を除去した後の法面の勾配を記載すること。

●坑内採掘の場合

- ・ 天盤の有効厚さ及び採掘の方法等を記載し、これを「実測縦断面図」及び「実測横断面図」に図示すること。
- ・ 各採掘方法に関する事項を考慮して設定した採掘箇所を「実測平面図」、「実測縦断面図」及び「実測横断面図」に図示すること。
- ・ 中段採掘法及び柱房式採掘法の場合には、採掘の高さ、幅、長さ、垂直残柱の幅及び採掘の方法を記載すること。
- ・ 残柱式採掘法の場合には、採掘の高さ、幅、垂直残柱の幅及び採掘の方法を記載すること。
- ・ 各採掘方法のいずれの場合であっても、採掘箇所を上下2段以上設ける場合においては、水平残柱の厚さ、各段の垂直柱の中心線に関する事項について記載すること。
- ・ 坑道の支保、通気に関する事項について記載すること。

(3) 採掘手段

- ・ 手掘り又は機械掘りの該当する方を○で囲むこと。

① 手掘りによる場合の概要

- ・ 使用する工具、採掘方法等その状況を記載すること。

② 機械掘りによる場合に使用する機械の名称、能力、台数

- ・ 採掘に使用する重機、削岩機、削孔機、岩石切断機、空気圧縮機並びにその他の機械の名称、メーカー名、規格、型式、能力及び台数を記載すること。
- ・ 表土除去及び小割に使用する機械についても記載すること。

(4) 火薬類の使用

- ・ 発破及び小割発破の実施の有無について該当する方を○で囲むこと。

① 発破の概要

- ・ 通常の場合におけるせん孔の径、長さ、方向、孔数、1孔当たりの装薬量、発破係数等の発破規格について記載すること。
- ・ 小割発破を実施する場合は、その概要も記載すること。
- ・ 発破作業の流れや数量管理、保安体制について明記すること（別添資料1「火薬類の取扱いと発破作業について」参照）。

② 発破回数

- ・ 1日当たりの発破実施回数を記載すること。

③ 発破実施時刻

- ・ 発破後の安全を鑑み休憩時間を活用する等、発破時刻を配慮すること。
例：11:00～12:00（昼の休憩時間を活用）、14:00～15:00（午後の休憩時間を活用）
- ・ 発破時間の設定は、30分から1時間程度の幅で設定すること。
- ・ 発破の実施回数に合わせ、具体的な時刻を記載すること。

- ④ 火薬類の種類及び使用量
 - ・ 火薬類の種類（火薬、爆薬、火工品ごとの各銘柄）、規格、発破1回当たりの使用予定量及び年間使用予定量を記載すること。
- (5) 破碎選別施設
 - ・ 破碎選別の方法について該当する方を○で囲むこと。
 - ① 機械選別による場合
 - ・ 破碎選別の概要を記載すること。
 - ・ 破碎・選別に使用する破碎機、磨砕機、ふるい機、分級機、ベルトコンベア並びにその他の機械の名称、規格、能力及び台数を記載すること。
 - ・ 破碎選別施設の1時間当たりの処理能力を記載すること。
 - ② 水洗の有無
 - ・ 水洗の有無について該当する方を○で囲むこと。
 - ③ 水洗の概要
 - ・ 水洗を行う場合は、使用水量及びその取水源ごとの取水量を記載すること。
なお、1日当たりの平均的な水量とし立方メートル単位とすること。
 - ・ 使用水の処理方法について該当する方を○で囲むこと。
- (6) 採取場内において原石、製品及び廃土又は廃石の運搬に使用する機械の名称、能力、台数
 - ・ 採取場内における原石、製品、廃土・廃石の運搬に使用する機械の名称、能力、台数を記載し、場内における「運搬系統図」を添付すること。
なお、台数は通常時の平均台数及び繁忙時の最大台数を記載すること。

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

- 災害の防止に係る一般的な記載事項について
 - ・ 本申請に係る岩石等採取事業計画について、周辺住民へ説明を行ったか否か記載すること。
説明を行った場合は、周辺住民から了承を得た内容や要望等を記載した資料を添付すること。
説明を行わなかった場合は、その理由を記載すること。
 - ・ 下記(2)から(7)までについては、項目別に一般的に予想される災害の態様及び範囲並びにその災害防止措置について具体的に記載すること。
- (1) 岩石採取場の区域の外周300メートル以内における土地利用の状況及び公共施設、建物等の状況
 - ・ 岩石採取場の区域の外周300メートル以内における土地利用の状況及び公共施設、建物等の状況について、100メートル範囲径毎に施設数等記載し、民家及び公共施設等で主要なものについては、採取場からの距離を記載すること。
 - ・ 公共施設とは、法第10条第1項第1号で示す施設等とする。
- (2) 土地の崩壊、亀裂又は陥没等
 - ・ 点検等日常作業前後に行う対策、大雨・台風時等気象注意報等発令時に行う対策、気象注意報等解除時に行う対策等、詳細に記載すること。
 - ・ 保全区域や隣接地との境界を侵さないよう、杭やポール等にロープ等を張り巡らせ、線的かつ明確に境界を管理すること。
- 露天採掘の場合
 - ・ 保全区域、表土除去、採掘面の傾斜、採掘箇所の点検の方法、転落石防止施設等について記載すること。

- ・ 採掘場内平場の外周には、防災小堤を掘り残しながら盤下げを行うこと。
- ・ 切土基準高（砕石は10メートル，風化岩石は5メートル）を超える採掘は行わないこと。

○ 坑内採掘の場合

- ・ 採取方法の採用に際し，土地の崩壊等の防止について配慮した事項，採掘箇所の特検の方法について記載すること。

(3) 騒音・振動

- ・ 具体的な作業時間を明記すること。
また，周辺地域住民の安息時間は作業しない旨明記すること。
- ・ 騒音・振動発生源に対する抑制措置等（建屋での破覆，遮音壁の設置，防振装置の設置，操業時間帯の調整等）について記載すること。
- ・ 騒音規制法及び振動規制法に基づく指定地域にあっては，その規制基準について記載すること。
- ・ 騒音規制法及び振動規制法による届出の有無について該当する方を○で囲み，有の場合はその特定施設の名称について記載すること。
- ・ 導入機械は極力低騒音型を導入し，作業時には不要な空ぶかしを行わない等，配慮すること。

(4) 粉じん

- ・ 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設に該当する場合は，同法施行規則第16条に規定する構造等に関する基準に基づく粉じん防止措置について記載すること。
- ・ その他の粉じん発生源については，それらに対する粉じん防止措置等について記載すること。
- ・ 大気汚染防止法による届出の有無については該当する方を○で囲み，有の場合はその特定施設の名称について記載すること。
- ・ 運搬トラック等による粉じんの巻き上げを防止するため，場内走行時速度を制限すること。
徐行運転（20 km/h以下）が望ましい。
また，運搬路の舗装についても，検討すること（砂利又は鉄板敷き，アスファルト舗装等）。
- ・ 採取場周辺への粉じん飛散を防止するため，採取場出入口，採取箇所等への防塵ネット設置を検討すること。

(5) 飛石

- ・ 掘進方向，発破孔のせん孔方向，適正装薬量，飛石防護施設等の設置について記載すること。
- ・ 危険区域の設定，見張人の設置，発破時刻の定刻化，発破警報等の措置について記載すること。

(6) 廃土・廃石の流出

- ・ 「2 採取する岩石の種類及び数量」において，「廃土・廃石」の記載がある場合は，当該項目について記載すること。
- ・ 堆積する場合の土留施設，排水施設及び管理方法等について記載すること（一時堆積場も含む。）。
- ・ 廃土等を跡地の緑化用客土として用いる場合，客土利用時までの仮置については一時堆積となるので，土留施設，排水施設及び管理方法等について記載すること。
- ・ 廃土・廃石を埋立地等へ搬出する場合には，埋立用地等の確保状況及び埋立容量について記載すること。

(7) 汚濁水等の流出

- ・ 汚濁水等の流出については、採取中及び採取終了後について記載すること。
 - ・ 採取中の仮沈砂池については、以下のことを踏まえ記載すること。
 - 採取開始時において、採掘に先行し仮沈砂池を設置すること。
採掘面積拡大時においては、先行して仮沈砂地の拡大や増設、移転を行うこと。
仮沈砂池の算定にあたっては、1ヘクタールあたり裸地換算で必要な規格（表面積、堆積深、浚渫回数等）を検討するのが望ましい。
 - 変更認可申請を行う場合において、既に設置されている仮沈砂池で排水処理が可能な場合は、検討資料を添付の上、その旨記載すること。
 - 本設沈砂池等（洪水調整池、沈殿池、防災調整池を含む。）の設置見込み時期について記載すること。
- ① プラント汚濁水
- ・ 汚水発生量及び排出水の水量については、1日当たりの平均的な水量を立方メートル単位で記載すること。
 - ・ 汚水及び排出水の水質については、浮遊物質（mg/ℓ）で記載すること。
 - ・ 汚濁水処理施設（沈殿池）による処理方法及び搬出物の処理方法等について記載すること。
- ② 降雨による場内通過汚濁水
- ・ 汚水発生量及び排出水の水量については、1秒当たりの水量を立方メートル単位で記載すること。
なお、汚水発生量については50年確率雨量強度を用い、土砂混入率5パーセントを考慮の上、算出すること。
 - ・ 汚水及び排出水の水質については、「水質汚濁に係る環境基準」に基づく浮遊物質（mg/ℓ）を記載すること。
 - ・ 沈砂池の表面積、容積、汚濁水の集水方法、沈砂池による処理方法、沈砂池の維持管理方法等について記載すること。
 - ・ 沈砂池の深さは、掃流現象等が起こることによって土砂等沈殿物が再懸濁するおそれのない水深（最低1メートル程度は確保のこと）を考慮し、これに沈殿物を池底に堆積させるのに必要な深さを加えた深さとする（別添資料2「沈殿池・沈砂池の深さについて」参照）。
堆積可能天端高 χ m = (沈砂池深 α m × 余裕高80%) - 再懸濁防止水深1 m
- ③ 場内ゆう水、沢水及び山腹水
- ・ 発生水量及び排出水の水量については、1秒当たりの水量を立方メートル単位で記載すること。
なお、発生水量については50年確率雨量強度を用い算出すること。
 - ・ 排出水の水質については、浮遊物質（mg/ℓ）で記載すること。
 - ・ 場内ゆう水、沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のために設置した施設、貫流する場合の汚濁水の処理方法等について記載すること。
- ④ 水質汚濁防止法による届出の有無については該当する方を○で囲み、有の場合はその特定施設の名称について記載すること。
- (8) 採取場外への原石、製品及び廃土又は廃石の運搬に用いる機械の名称、能力、台数
- ※ 運搬の際に使用する車両については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づき届出を行った車両を使用すること。
- ① 搬出方法

- ・ 岩石を搬出する主体（自社・請負の別）、岩石運搬車の種類、1日当たりの平均搬出延べ台数及び最大搬出延べ台数を記載すること。

② 搬出に伴う災害の防止措置

- ・ 運搬作業を行う時間帯、運搬中における運搬物の漏洩等の防止措置、運搬に伴う粉じん発生防止措置、過積載及び交通事故防止策等について、それぞれ具体的に記載すること。

(9) 採取終了時の措置

① 保全区域の崩壊防止

- ・ 保全区域の幅、保全区域に接する法面勾配、保全区域崩壊防止のための土留工、緑化工等の措置について記載すること。
- ・ 保全区域に隣接する表土を除去した法面は40度以下に整形し、土羽打ちにより締固めを行うこと。
- ・ 緑化は採取残壁がある程度仕上がる毎（2～3段程度）に随時施工すること。
- ・ 緑化にあたっては、気象条件や土壌条件を考慮し、復元すべき目標（高木、低木等）を決めてから選定し、可能な限り木本を併用すること。
- ・ 緑化の施工時期は、適用植物、方法、気象条件等を考慮し、1回のみでの施工で止めるのではなく、根付き等確認の上、追肥や不成功地への補植等を随時行うこと。

② 残壁の措置及び跡地の処理

- ・ 残壁の形状（残壁の平均傾斜、小段の高さ及び幅）及び残壁の緑化等の措置について記載すること。
- ・ 採掘跡地について、跡地の利用方法又は跡地の緑化等の方法について記載すること。
- ・ 緑化は採取残壁がある程度仕上がる毎（2～3段程度）に随時施工すること。
- ・ 緑化にあたっては、気象条件や土壌条件を考慮し、復元すべき目標（高木、低木等）を決めてから選定し、可能な限り木本を併用すること。
- ・ 緑化の施工時期は、適用植物、方法、気象条件等を考慮し、1回のみでの施工で止めるのではなく、根付き等確認の上、追肥や不成功地への補植等を随時行うこと。

③ 人に対する危害防止

- ・ 落石及び転落等の人に対する危害を防止するための措置について記載すること。
- ・ 堀下がり採掘の場合には、採掘跡地の埋立等の措置について記載すること。

6 岩石の賦存の状況

(1) 採掘区域及びその周辺の地形、地質、採掘しようとする岩石の走行、傾斜、厚さ等について

- ・ 採掘区域及びその周辺の地形、地質、採掘しようとする岩石の走行、傾斜、厚さ等を記載し、試錐を実施した場合は、その結果について説明し、これらを記載した「地質図」を添付すること。

(2) 推定賦存量

- ・ 採掘区域内における採取しようとする岩石の賦存量について記載すること。
- ・ 採掘区域内において申請認可期間を含めた全体の岩石採取事業計画がある場合は、全体の推定賦存量を記載すること。

7 廃土又は廃石の堆積方法及び脱水ケーキの処理方法

- ・ 「水平層状堆積法、まき出し堆積法、投下堆積法」のうち、原則として「水平層状堆積法」に

よることとし、廃土・廃石の発生量、堆積場の容量、立地条件、堆積の高さ、勾配等について記載すること（一時堆積場を含む。）。

- ・ 堆積終了後における維持管理方法について記載すること。
- ・ 脱水ケーキの性状、発生量、利用目的等に応じて、適切な処理方法について記載すること。
- ・ 廃土等を跡地の緑化用客土として用いる場合、客土利用時までの仮置については一時堆積となるので、土留施設、排水施設及び管理方法等について記載すること。

8 従業員の状況

- ・ 従業員については、各部門ごとに人員を記載すること。
- ・ 従業員計と内訳の合算は合致すること。
- ・ 資格等の充足状況については、該当箇所に人員を記載すること。
- ・ 採石のための掘削作業主任者は必ず配置すること。
併せて、資格保持者である旨確認できる書面の写しを添付のこと。
- ・ 発破を行う場合は、火薬類取扱保安責任者を必ず配置すること。
併せて、資格保持者である旨確認できる書面の写しを添付のこと。

9 採取する岩石の用途について

- ・ 採取しようとする岩石の製品別年間生産量等を立方メートル単位及び（ ）内にトン単位で記載し、その製品の主な出荷先及びその用途について記載すること。

また、期間内の各年次毎に記載の上、集計すること。

なお、業態については、次のとおりとする。

砕骨材・・・道床，コンクリート，鉄道道床，河川・港湾・干拓等の埋立，建築基礎材等
石 材・・・墓石等のほかに，河川・港湾・干拓等の埋立，建築基礎材等
工業用原料・・・窯業，陶磁器，鋳物砂等の工業用原料